

EU・メルコスール間の貿易協定の知的財産の章

Licks 特許法律事務所

カラベト・ホベルト
ブラジル弁護士



リオデジャネイロ州立大学法学部卒業（J.D.）。同大学在学中に早稲田大学国際教養学部へ留学。ブラジルの弁護士資格を取得後、知財を専門分野としてブラジルの法律事務所での実務経験を積む。現在は、早稲田大学法学研究科に在籍して日本の知財法を学びつつ、ブラジルの法制度についてのコンサルティング及び南米の知財法に関する講義も行っている。また、ブラジルの知財分野に関する情報を日本語で提供する『ブラジル知財』というウェブサイトを開設・運営している。

1. はじめに

メルコスールは、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイが加盟している関税同盟である。欧州連合（以下 EU）は、ヨーロッパの 28 か国からなる地域統合体である。メルコスールと EU は、2000 年に自由貿易協定（FTA）に向けた交渉を開始した。2016 年以降、メルコスールの主要国であるブラジルとアルゼンチンがともに自由開放路線を敷き始めたこともあり、交渉は 2017 年から加速した。実に 20 年近くにわたる交渉プロセスではあったが、2019 年 6 月 28 日、ついに当貿易協定について政治合意に達した。これは、メルコスールが署名する最初の主要な貿易協定で、人口の面で世界最大の貿易ゾーンが形成されることになる。本貿易協定は、関税のみならず、公共調達へのアクセスの改善、地域産の食料品の保護、サービス提供の自由の拡大を含む幅広い分野を対象としている。

また、本貿易協定には、著作権、商標、意匠、地理的表示、植物品種、並びに営業秘密の保護および模倣品の水際取締に関する条項を含む、知的財産権に関する広範な章が含まれている。知的財産権に関する大きなポイントとしては、ブラジルにおける知的財産実務にもたらされる可能性のある複数の戦略的ポイントの修正のみならず、メルコスール諸国間の法律および実務の調和に関する支援が挙げられる。

以降、2019年9月6日にEUによって公表された文書¹に基づき、知的財産権の章の概要を紹介する。

2. 特許・商標・意匠・営業秘密

協定文書中の特許に関する条文は非常に短く、基本的には特許協力条約（PCT）の遵守のみに同意がなされている。PCTの遵守は、アルゼンチンおよびウルグアイが当該条約に加盟していないことから非常に重要である。

本貿易協定には、商標に関して、マドリッド協定議定書とニース協定の両方への言及が含まれている²。マドリッド協定議定書は、ブラジルで2019年10月に発効し、ブラジル以外のメルコスール諸国も続いて採択するとみられる。また、商標出願の無効理由として「悪意の出願」を規定しており、メルコスール諸国において調和することが有益な規定である。意匠に関しては、すべての当事国がハーグ協定を遵守するために「最大限の努力」をすることに同意しており³、メルコスール諸国のハーグ協定加入にとって重要なステップとなる。

秘密情報の保護に関するサブセクション⁴は、本協定において最も影響が大きいものの一つである。この部分は、営業秘密の保護に関するEU指令2016/943の影響を強く受けている。この規定を適切に実施することは、営業秘密の保護に関する特定の規定を持たないブラジルにとって非常に有益である。現在、ブラジルは営業秘密の保護を主に不正競争の条項で扱っている。

3. 著作権・地理的表示・植物品種・生物多様性・伝統的知識

本協定の著作権に関する部分は、特に著作権の使用に関する報酬とロイヤルティの徴収の問題（集団管理権の協力に関する規定を含む）を広範囲にカバーしている。

¹ Trade part of the EU-Mercosur Association Agreement
https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2019/september/tradoc_158329.pdf

² 脚注1の文書のSub-Section2、第X.21条

³ 脚注1の文書のSub-Section3、第X.27条

⁴ 脚注1の文書のSub-Section7、第X.42、43条

留意点として、ストリーミングの行為は複製権の範囲内とみなさないとする、明確な規定がある。第 X.19 条は、権利者が用いる技術的手段に対する回避行為について、各当事国が保護をすべきであるとしており、権利者の許可を得ていない行為、または法的に許可されない行為を制限することに関して、適切な法的保護と効果的な救済を提供することを明確にしている。また、第 X.20 条には、権利管理情報に関する類似の規定がある。これは、著作権で保護されるコンテンツの新たな収益化の方法に関するバランスと調和の模索に関する特別な注意を示すものである。本協定の貿易圏には、コンテンツ関連製品の市場として大きな可能性があり、適切なレベルの保護が不可欠である。

第 X.35 条は、地理的表示の保護範囲を規定しており、付与された権利の範囲、例外、商標との競合など、非常に広範囲にわたる。基本的に、お互いの領域の地理的表示を認め合うことが約束される。この分野への両地域の関心のレベルを考慮すると、飲料・食品に関連する種々の業界関係者は、今後発生し得る義務について認識する必要がある。

本協定文書中、生物多様性と伝統的知識に関する部分は短く、1992 年の生物多様性条約などのいくつかの戦略的条約に関する義務がおおむね再確認された。植物品種に関する部分は、基本的に、UPOV（植物新品種保護国際同盟）を再確認するものである。

4. 権利行使および水際取締

留意点として、知的財産問題の準拠法を *lex fori*（法廷地法）として規定する第 X.45 条が重要である。また、知的財産権の所有者のほか、認可された専用実施権者および法的に認められた知的財産の集団的権利管理機関も、知的財産保護の法的手続を開始するための正当性を有することを明確にしている。第 X.46 条は、証拠について定めており、知的財産権所有者が証拠を保持することを認める有効な暫定措置を所轄機関が定められるようにすることを目的としている。さらに、予備的措

置、特に仮処分としての差止命令およびその他の救済措置の調和を図る複数の規定がみられる。

第 X.58 条には、水際取締に関する一般的な規則が定められている。注意すべき点は、本協定が、特許権侵害の疑いのある商品を差し押さえることを加盟国に義務付けていないことである。また、輸送中の物品に水際取締を適用する義務がないことも明確にされている。さらに、今後、模倣品の輸出防止に関するさらなる協力構築のための努力がなされるべきであり、本協定を進めることによる加盟国間のさらなる協力構築はメルコスール地域においては非常に重要なものとなる。

5. 終わりに

EU・メルコスール間の FTA の文書に大きな修正が入る可能性は無いと思われるものの、署名までに小さな修正が加えられる可能性がある。FTA が正式に署名された後、各国議会での承認や国内法整備等により批准までに時間を要すると思われるが、メルコスール諸国の知的財産の実務に少なからぬ影響があるものと思われる。

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)